

○小田原市再生可能エネルギー事業奨励金交付要綱

平成26年4月1日

改正

平成27年4月1日
平成29年7月1日
平成30年6月1日要綱第66号
平成30年12月1日要綱第102号
平成31年4月25日要綱第38号
令和2年5月8日要綱第101号
令和3年3月31日要綱第107号
令和4年4月1日要綱第84号
令和5年5月8日要綱第66号
令和5年8月24日要綱第99号
令和6年6月14日要綱第68号

小田原市再生可能エネルギー事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（平成26年小田原市条例第21号。以下「条例」という。）第1条に規定する目的を達成するため、市内で実施される再生可能エネルギー事業及び市民参加型再生可能エネルギー事業に対し、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例施行規則（平成26年小田原市規則第5号）第3条及び第9条の規定に基づき、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマスを電気に変換する設備及びその附属設備（認定発電設備を除く。）をいう。
- (2) 再生可能エネルギー熱利用設備 太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱又はバイオマスから熱を得るための設備及びその附属設備をいう。

(奨励金の種類等)

第3条 奨励金の種類、交付の目的、交付対象者、交付対象事業、交付金額及び奨励金を受け取ることのできる期間は、別表に定めるとおりとする。

- 2 この要綱に規定する奨励金は、本市の市税に滞納がある者に交付しない。
- 3 交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人にあっては、役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
 - (3) 法人でない団体にあっては、団体の代表者が暴力団員に該当するもの
 - (4) 個人にあっては、暴力団員に該当するもの
- 4 市長は、交付を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の情報を提供し、前項の各号に規定するもののいずれかに該当するか否かを確認するものとする。ただし、前項各号の規定に該当しないことが明らかなき場合は、この限りではない。
- 5 ゼロカーボン推進課長は、交付を受けようとする者の同意を得た上で、資産税課長に対し、その者から提出された情報を提供し、当該認定発電設備、自家消費型再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギー熱利用設備（以下「認定発電設備等」という。）並びに当該土地の固定資産税額を確認するものとする。

(交付の申請等)

第4条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項に規定する申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

2 この要綱に規定する奨励金の交付を受けようとする再生可能エネルギー事業が次に掲げる補助を受けた事業である場合は、奨励金の交付の対象外とする。

- (1) 小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金
- (2) 小田原市重点対策加速化事業費補助金
- (3) 小田原市重点対策加速化事業費補助金(市役所脱炭素化推進事業分)
- (4) 小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金

3 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をしたときは、申請者に小田原市再生可能エネルギー事業奨励金交付決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日とは、奨励金交付決定通知書を受領した日から30日を経過する日までとする。

(変更等の承認)

第6条 交付の決定を受けた者は、交付対象事業の内容を変更しようとする場合は、小田原市再生可能エネルギー事業奨励金変更承認申請書(様式第6号)に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りではない。

- (1) 役員の変更
- (2) 事業所の所在地の変更(市外への移転を除く。)
- (3) 連絡先の変更
- (4) その他市長が軽微な変更と認める事項

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、申請者に小田原市再生可能エネルギー事業奨励金変更承認通知書(様式第7号)を交付するものとする。

3 交付の決定を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項に規定する届出は、軽微な変更届(様式第8号)により行うものとする。

(交付の決定の取消し)

第7条 市長は、規則第9条第3項及び第16条第4項の規定により交付の決定を取消したときは、申請者に小田原市再生可能エネルギー事業奨励金取消通知書(様式第9号)を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告をしようとする者は、小田原市再生可能エネルギー事業奨励金実績報告書(様式第10号)に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第18条ただし書きに規定する市長が別に定める期間並びに同条第2号及び第3号に規定する市長が定める財産の種類は、別表のとおりとする。

(報告等)

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、交付の決定を受けた者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、交付の決定を受けた者が次に掲げる要件に該当したときは、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条第4項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 規則及びこの要綱に違反したとき。

(書類の整備保管)

第12条 奨励金の交付を受けた者は、交付対象となった事業に係る書類を整備保管しておかなければならない。

(実施細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成30年6月1日要綱第66号)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月1日要綱第102号)

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月25日要綱第38号)

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則 (令和2年5月8日要綱第101号)

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日要綱第107号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日要綱第84号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月8日要綱第66号)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月24日要綱第99号)

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月14日要綱第68号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第4号に基づいて調製された役員等氏名一覧表は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表 (第3条、第4条、第8条、第9条関係)

1 再生可能エネルギー事業奨励金

奨励金交付の目的	再生可能エネルギー事業を実施する事業者に対して奨励金を交付することにより、事業者の再生可能エネルギーの利用を促進することを目的とする。
交付対象者	市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営む事業者であり、本市の償却資産課税台帳に当該再生可能エネルギー事業の認定発電設備等の所有者として登録されている者又はその相続人。ただし、第3条第2項又は第4項各号のいずれかに該当する者を除く。
交付対象事業	次に掲げる要件を全て満たす認定発電設備等により実施される再生可能エネルギー事業とする。 1 認定発電設備等が市内にあること。 2 設備区分ごとに以下の要件を満たすこと。 (1)認定発電設備 ア 市内に取得された認定発電設備であること。

		<p>イ 本市の償却資産課税台帳に登録された認定発電設備であること。 (2)自家消費型再生可能エネルギー発電設備</p> <p>ア 専ら市内で電気を消費するために用いられるものであること。 イ 市内に新たに取得された自家消費型再生可能エネルギー発電設備であること。</p> <p>ウ 本市の償却資産課税台帳に登録された自家消費型再生可能エネルギー発電設備であること。 (3)再生可能エネルギー熱利用設備</p> <p>ア 専ら市内で熱を消費するために用いられるものであること。 イ 市内に新たに取得された再生可能エネルギー熱利用設備であること。 ウ 本市の償却資産課税台帳に登録された再生可能エネルギー熱利用設備であること。</p>
交付金額		<p>交付申請のあった日の属する年度に当該認定発電設備等に課された固定資産税相当額（過年度分の固定資産税を除く。）とする。</p> <p>認定発電設備のうち太陽光発電設備（平成28年3月31日までに取得された太陽光発電設備にあつては、10kW未満のものに限る。）により実施される再生可能エネルギー事業については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項に規定する経済産業大臣の認定を受けた設備に係る固定資産税相当額を交付金額とする。</p>
交付対象期間		<p>認定発電設備等により実施される再生可能エネルギー事業については、当該認定発電設備等に対して新たに固定資産税が課されるべき年度から起算して3年度とする。</p> <p>ただし、10kW未満の認定発電設備のうち、太陽光発電設備により実施される再生可能エネルギー事業については、当該認定発電設備に対して新たに固定資産税が課されるべき年度とする。</p>
交付申請書	様式	<p>1回目：様式第1号その1 2回目以降：様式第1号その2</p>
	提出期限	<p>交付申請をする日の属する年度の2月末日までとする。</p>
	添付書類	<p>1回目 1 認定発電設備等の概要書（様式第2号） 2 （法人の場合）登記事項証明書 3 （法人でない場合）事業者であることを証する書類の写し（法人でない場合）申請者の身分証明書の写し 4 役員等氏名一覧表（様式第4号） 5 認定発電設備等の概要がわかる書類 6 （認定発電設備による再生可能エネルギー事業の場合）認定通知書の写し 7 （認定発電設備による再生可能エネルギー事業の場合）電気事業者との特定契約を締結したことを証する書類の写し 8 認定発電設備等の設置後の写真 (1)認定発電設備等の全景 (2)発電設備又は熱利用設備 (3)附属設備（変電設備、制御装置及び配管等。自家消費型再生可能エネルギー発電設備にあつては蓄電設備も含む。） 9 認定発電設備等を償却資産として申告していることがわかる書類の写し 10 その他市長が必要と認める書類</p>

		<p>2 回目以降</p> <p>1 認定発電設備等の概要書（様式第2号）</p> <p>2 （法人の場合）登記事項証明書</p> <p>3 （法人でない場合）事業者であることを証する書類の写し（法人でない場合）申請者の身分証明書の写し</p> <p>4 役員等氏名一覧表（様式第4号）</p> <p>5 （法人の場合）認定発電設備等を償却資産として申告をしていることがわかる書類の写し</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
奨励金交付決定通知書様式		様式第5号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第10号
	添付書類	<p>1 申請者に実績報告日現在で小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類。（完納証明書など）</p> <p>2 申請日の属する年度に課された固定資産税の年税額が全額納付されたことを証する書類（納税証明書など）</p> <p>※ただし、「1」の書類が申請日の属する年度に課された固定資産税の第4期の納期限の翌日以降に取得したものであるときは、「2」の書類の添付を省略することができる。</p> <p>3 その他市長が必要と認める書類</p>
	提出期限	申請した年度に認定発電設備等に課された固定資産税の完納後、当該年度の3月末日までとする。
奨励金の交付の時期		実績報告書の收受後、1か月以内
財産処分等の制限		交付対象事業の再生可能エネルギー事業の認定発電設備等については、設置完了日から起算して10年間、所有し、使用しなければならない。

2 市民参加型再生可能エネルギー事業奨励金（認定発電設備等）

奨励金交付の目的	市民参加型再生可能エネルギー事業の認定を受けた者に対して奨励金を交付することにより、市民参加型の再生可能エネルギーの利用を促進することを目的とする。
交付対象者	市民参加型再生可能エネルギー事業の認定を受けた者であり、かつ、本市の償却資産課税台帳に認定発電設備等の所有者として登録されている者。ただし、第3条第2項又は第4項各号のいずれかに該当する者を除く。
交付対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たす認定発電設備等により実施される市民参加型再生可能エネルギー事業の認定を受けた事業とする。</p> <p>1 認定発電設備等が市内にあること。</p> <p>2 設備区分ごとに以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1)認定発電設備</p> <p>ア 市内に取得された認定発電設備であること。</p> <p>イ 本市の償却資産課税台帳に登録された認定発電設備であること。</p> <p>(2)自家消費型再生可能エネルギー発電設備</p> <p>ア 専ら市内で電気を消費するために用いられるものであること。</p> <p>イ 市内に新たに取得された自家消費型再生可能エネルギー発電設備であること。</p> <p>ウ 本市の償却資産課税台帳に登録された自家消費型再生可能エネルギー発電設備であること。</p>

		<p>(3)再生可能エネルギー熱利用設備</p> <p>ア 専ら市内で熱を消費するために用いられるものであること。</p> <p>イ 市内に新たに取得された再生可能エネルギー熱利用設備であること。</p> <p>ウ 本市の償却資産課税台帳に登録された再生可能エネルギー熱利用設備であること。</p>
交付金額		<p>交付申請のあった日の属する年度に当該認定発電設備等に課された固定資産税相当額（過年度分の固定資産税を除く。）とする。</p> <p>10kW未満の認定発電設備により実施される市民参加型再生可能エネルギー事業については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第4項に規定する経済産業大臣の認定を受けた設備に係る固定資産税相当額を交付金額とする。</p>
交付対象期間		<p>認定発電設備等により実施される市民参加型再生可能エネルギー事業については、当該認定発電設備等に対して新たに固定資産税が課されるべき年度から起算して、5年度とする。</p> <p>ただし、10kW未満の認定発電設備のうち太陽光発電設備により実施される市民参加型再生可能エネルギー事業については、当該認定発電設備に対して新たに固定資産税が課されるべき年度から起算して、3年度とする。</p>
交付申請書	様式	<p>1回目：様式第1号その1</p> <p>2回目以降：様式第1号その2</p>
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末日までとする。
	添付書類	<p>1回目</p> <p>1 市民参加型再生可能エネルギー事業認定申請書類の写し</p> <p>2 市民参加型再生可能エネルギー事業認定通知書の写し</p> <p>3 (法人の場合)登記事項証明書(法人でない場合)申請者の身分証明書の写し</p> <p>4 (法人でない団体の場合)団体の代表者の住民票の写し</p> <p>5 役員等氏名一覧表(様式第4号)</p> <p>6 認定発電設備等を償却資産として申告していることがわかる書類の写し</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p> <p>2回目以降</p> <p>1 (法人の場合)登記事項証明書(法人でない場合)申請者の身分証明書の写し</p> <p>2 (法人でない団体の場合)団体の代表者の住民票の写し</p> <p>3 役員等氏名一覧表(様式第4号)</p> <p>4 (法人の場合)認定発電設備等を償却資産として申告をしていることがわかる書類の写し</p> <p>5 その他市長が必要と認める書類</p>
奨励金交付決定通知書様式		様式第5号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第10号
	添付書類	<p>1 申請者に実績報告日現在で小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類。(完納証明書など)</p> <p>2 申請日の属する年度に課された固定資産税の年税額が全額納付されたことを証する書類(納税証明書など)</p>

		※ただし、「1」の書類が申請日の属する年度に課された固定資産税の第4期の納期限の翌日以降に取得したものであるときは、「2」の書類の添付を省略することができる。 3 その他市長が必要と認める書類
	提出期限	申請した年度に認定発電設備等に課された固定資産税の完納後、当該年度の3月末日までとする。
奨励金の交付の時期		実績報告書の收受後、1か月以内
財産処分等の制限		交付対象事業の認定発電設備等については、設置完了日から起算して10年間、所有し、使用しなければならない。

3 市民参加型再生可能エネルギー事業奨励金（土地）

奨励金交付の目的		市民参加型再生可能エネルギー事業の用に供する土地の所有者に対して奨励金を交付することにより、市民参加型の再生可能エネルギーの利用を促進することを目的とする。
交付対象者		本市の土地課税台帳に、当該市民参加型再生可能エネルギー事業を行う認定発電設備等の用に供する土地の所有者として登録されている者（当該土地が共有物である場合は、その共有者の中から代表者を選び、交付対象者をその代表者とする。）又はその相続人。 ただし、第3条第2項又は第4項各号のいずれかに該当する者を除く（共有物である土地の共有者のうちに該当する者がある場合も同様とする。）。
交付対象事業		次に掲げる要件を全て満たす土地とする。 1 市内の土地であること。 2 市街化調整区域内に所在する土地であること。 3 市内に取得された認定発電設備等に供する土地であること。 4 市民参加型再生可能エネルギー事業を行う認定発電設備等の用のみ供する土地であること。
交付金額		交付申請のあった日の属する年度に当該土地に課された固定資産税相当額（過年度分の固定資産税を除く。）とする。ただし、当該認定発電設備等の用のみ供する土地の範囲を対象として、交付金額を算出する。
交付対象期間		当該認定発電設備等に対して新たに固定資産税が課されるべき年度から起算して、10年度とする。 ただし、当該土地の認定発電設備が10kW未満の太陽光発電設備の場合は、当該認定発電設備に対して新たに固定資産税が課されるべき年度から起算して、5年度とする。
交付申請書	様式	1 回目：様式第1号その1 2 回目以降：様式第1号その2
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末日までとする。
	添付書類	1 回目 1 認定発電設備等の概要書（様式第2号） 2 （共有地がある場合）代表者選出届（様式第3号） 3 （法人の場合）登記事項証明書（法人でない場合）申請者の身分証明書の写し（共有地がある場合）土地所有者全員の身分証明書の写し 4 （法人でない団体の場合）団体の代表者の住民票の写し 5 （個人の場合）住民票の写し 6 役員等氏名一覧表（様式第4号） 7 土地を所有していることがわかる書類の写し 8 土地の使用状況がわかる書類（土地の形状及び面積、認定発電設

		備等の配置等がわかる図面等) 9 その他市長が必要と認める書類 2 回目以降 1 認定発電設備等の概要書 (様式第 2 号) 2 (共有地がある場合) 代表者選出届 (様式第 3 号) 3 (法人の場合) 登記事項証明書 (法人でない場合) 申請者の身分証明書の写し (共有地がある場合) 土地所有者全員の身分証明書の写し 4 (法人でない団体の場合) 団体の代表者の住民票の写し 5 (個人の場合) 住民票の写し 6 役員等氏名一覧表 (様式第 4 号) 7 その他市長が必要と認める書類
奨励金交付決定通知書様式		様式第 5 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 10 号
	添付書類	1 申請者 (当該土地が共有物の場合は、土地所有者全員) に実績報告日現在で小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類。(完納証明書など) 2 申請日の属する年度に課された固定資産税の年税額が全額納付されたことを証する書類 (納税証明書など) ※ただし、「1」の書類が申請日の属する年度に課された固定資産税の第 4 期の納期限の翌日以降に取得したものであるときは、「2」の書類の添付を省略することができる。 3 その他市長が必要と認める書類
	提出期限	申請した年度に当該土地 (共有物) に課された固定資産税の完納後、当該年度の 3 月末日までとする。
奨励金の交付の時期		実績報告書の收受後、1 か月以内
財産処分等の制限		交付対象事業の土地については、認定発電設備等の設置完了日から起算して 10 年間、その認定発電設備等の用にのみ使用し、所有しなければならない。